

産業用無人航空機運用要領

制定	平成 2年 5月 15日	2農航発第130号
	平成27年12月 3日	27農航発第418号
	平成30年 5月 1日	30農航発第336号
	平成31年 2月 4日	31農航発第 70号
最終	令和元年 9月 5日	元農航発第560号

(目的)

第1条 この要領は、「空中散布を目的とした無人航空機の飛行に関する許可・承認の取扱いについて」（令和元年7月30日付け一部改正 国空航第793号、国空機第495号、元消安第1387号）、「農薬の空中散布に係る安全ガイドラインの制定について」（令和元年7月30日付け元消安第1388号）、「無人航空機飛行マニュアル（空中散布を目的とした申請について適用）」（令和元年7月30日版）等に基づき、農林水産業において使用する無人航空機の安全かつ効率的な利用を推進するにあたって必要な事項を定め、もって無人航空機利用の適正な推進と農林水産業の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において産業用無人航空機(以下「無人航空機」という。)とは、航空の用に供することができる回転翼航空機であって構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦（機体、機器等に組み込まれたプログラムにより自動的に無人航空機を飛行させるためのシステムをいう。）により飛行させることのできるものであって、農林水産業用に使用するものをいう。

2 前項において、ほぼ垂直な軸周りに回転する三つ以上の回転翼によって主な揚力及び推進力を得るものを「産業用マルチローター」（以下「マルチローター」という。）、それ以外のものを「産業用無人ヘリコプター」（以下「無人ヘリ」という。）

3 産業用無人航空機用散布装置（以下「散布装置」という。）とは、無人航空機に装着して農薬、肥料、種子又は融雪剤等の散布を行うための装置であって、作業目的に適応した無人航空機等用の特殊装備品をいう。

(無人航空機・散布装置の性能確認)

第3条 一般社団法人農林水産航空協会（以下「協会」という。）は、無人航空機・散布装置（以下「無人航空機等」という。）について、一般社団法人農林水産航空協会長（以下「協会長」という。）が別に定めるところにより性能等を確認するものとする。

2 協会長は、前項により性能等を確認したものについてその旨を証する証票

を交付するものとする。

(登録)

第4条 無人航空機等の所有者は無人航空機等を取得、譲渡、貸与、返却、抹消・再登録、廃棄したとき並びに登録した事項に変更があったときは、無人航空機等の点検、整備を的確に行えるとして協会長が認定した認定整備事業所を経由してすみやかに協会長に登録申請するものとする。

2 協会長は、前項の申請があった無人航空機等について、これを登録するものとする。

3 無人航空機等を販売する者、所有者及び使用者は、無人航空機等を販売、譲渡又は貸与するときは、相手方に対して、用途の限定、損害保険の加入等について周知させるものとする。

(保管・点検・整備・廃棄)

第5条 無人航空機等の所有者又は使用者は、その適正な保管・管理に努めるとともに、安全な飛行ができる状態であるか確認するため、認定整備事業所において点検・整備を行うものとする。

2 協会長は、前項の定期点検・整備を行ったことを確認したときは、その旨を証する証票を交付するものとする。

3 無人航空機等の所有者は、無人航空機等を廃棄するときは、法令に従って適正に処理しなければならない。

(教習施設)

第6条 協会長は、無人航空機等を安全かつ適正に利用できるよう病虫害防除等に従事する操縦者（以下「オペレーター」という。）の養成を的確に行うこととし、別に定める「産業用無人ヘリコプター教習施設指定基準」、「産業用マルチローター教習施設指定基準」により、教習施設の指定を行うものとする。

2 協会長は、前項による指定を行った教習施設に対し、その旨を証する指定証を交付するものとする。

(オペレーター及びオペレーター指導員の認定)

第7条 協会長は、別に定める技能認定基準により、無人ヘリと産業用マルチローターのそれぞれごとのオペレーター及び指導員の技能を確認するものとする。

2 協会長は、前項による技能を確認したオペレーターに「無人ヘリコプターオペレーター技能認定証」又は「産業用マルチローターオペレーター技能認定証」（以下「技能認定証」という。）を、指導員に「無人ヘリコプターオ

ペレーター指導員認定証」又は「産業用マルチローターオペレーター指導員認定証」（以下「指導員認定証」という。）を、それぞれ交付するものとする。

- 3 オペレーターは、技能認定証に記載された操縦方式、技能区分、技能確認機種に限り機体を操作できるものとする。
- 4 指導員は、指導員認定証に記載された操縦方式、技能区分、指導機種に限り機体を操作、指導できるものとする。
- 5 オペレーター及び指導員は、善良な利用者として無人ヘリ等を操作し、適正に管理するものとする。

（代行申請）

第8条 協会長は、「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」（平成27年11月17日付け国空航第684号、国空機第923号）の2-1の(4)に基づき航空法の許可等の代行申請を行う。

なお無人ヘリの飛行においては、「空中散布を目的とした無人航空機の飛行に関する許可・承認の取扱いについて」の2-1(2)の消費・安全局長が登録する機関として代行申請を行う。

（補助者（以下「ナビゲーター」という。））

第9条 無人航空機等による作業の安全を確保するため、オペレーターはナビゲーターとともに作業に従事するものとする。

なお、ナビゲーターを配置せずに空中散布作業を行う場合には、「無人航空機飛行マニュアル（空中散布を目的とした申請について適用」（令和元年7月30日版）3-6の規定を遵守するものとする。

（作業の基準）

第10条 無人航空機等による諸作業は、航空法、農薬取締法その他の関係法令並びに農林水産省が定める「無人ヘリコプターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」、「無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」等に従って行なわなければならない。

（散布資材等）

第11条 農薬及び肥料その他の農業資材等は、法律による登録を受けたものを、定められた方法で使用しなければならない。

（無人航空機等運用管理者）

第12条 無人航空機等を複数機運用しようとする者は、無人航空機等の安全かつ効率的な運用を確保するため、実務経験等を考慮し、無人航空機等安全運用管

理者をおくものとする。

- 2 安全運用管理者は、オペレーター、ナビゲーター等従事者に対する安全指導、運用計画の立案・管理、従事者の健康管理等を行うものとする。

(無人航空機協議会等への連携、協力)

第13条 オペレーターその他の関係者は、都道府県、地域等で組織された無人航空機等協議会等と連携し、安全かつ効率的な産業用無人航空機等利用の推進に協力するよう努めるものとする。

(無人航空機利用状況の共有)

第14条 協会は、無人航空機利用の安全かつ円滑な推進を図るため、毎年度、無人航空機使用者、無人航空機整備事業所、都道府県の協議会等を通じ、利用計画及び利用実績並びに事故情報を共有するよう努めるものとする。

(情報の提供)

第15条 協会は、無人航空機等の所有者及びオペレーターその他の関係者に対し、機体の安全使用、散布資材及び散布飛行諸元等に係る技術情報の提供に努めるものとする。

(技術開発・普及・支援)

第16条 協会は、第3条から第7条まで、第13条及び第14条に掲げる事項を行うほか、次の役割を担うよう努めるものとする。

- (1) 無人航空機等の利用上の特性に十分配慮し、安全かつ効率的な技術の開発・改善並びに普及
- (2) 農林水産業その他の分野における無人航空機等利用の健全な発展の推進
- (3) 前項の目的達成に資するための無人航空機等利用者組織の育成・指導及び支援

(個人情報の取り扱い)

第17条 協会は、第4条及び第7条の規定により提出された個人情報を、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に基づき、適正に管理し、本人確認、技能保有程度の確認及び本人に対する文書・情報等の送付の目的にのみ使用するものとする。ただし、国、地方公共団体等から正式な要請があり、かつ、その利用目的が、公共の利益の確保もしくは無人航空機等の安全かつ適正な利用の推進のために必要であると認められる場合には、文書開示できるものとする。

- 2 協会は、開示を希望しない者の申し出を受けるものとする。

(読み替え)

第18条 この要領の施行の際現に産業用無人ヘリコプター運用要領（平成2年5月15日付け2農航発第130号）第7条第2項に定める産業用無人ヘリコプターオペレーター及び産業用マルチローターオペレーターの技能認定証の交付を受けているオペレーターは、この要領に定める無人航空機オペレーターの技能認定証の交付を受けているものとみなす。この場合において、当該認定証の有効期間は、所持している産業用無人ヘリコプター及び産業用マルチローターオペレーター技能認定証の有効期間の残存期間とする。

(付則)

この要領は、令和元年9月5日から施行する。